

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月26日(火) 10時07分から11時02分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(16人・議席番号順)
 - 会長 木幡孝雄
 - 会長職務代理者 又村克茂
 - 委員 13人
4. 欠席委員 1人
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 6 議案2 農地法第3条に基づく利用権の中途解約について
 - 7 議案3 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 8 議案4 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 9 議案5 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
 - 10 議案6 現況証明願について
 - 11 議案7 農業経営基盤強化促進法第22条の規定に基づく要請について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	<p>(会長、挨拶の後)</p> <p>それでは只今から第17回農業委員会総会を開催します。</p> <p>本日出席委員は15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。本日、中村委員より欠席の届出があります。</p> <p>議事日程2番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。</p>
各 委 員 議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>本日の議事録署名委員に3番、太田委員、4番、長谷川委員を指名いたします。</p> <p>議事日程3番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。</p>
各 委 員 議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>会期は本日1日限りといたします。</p> <p>議事日程4番、報告第1号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。</p>
説 明 員	<p>報告第1号、一般事務報告について説明します。</p> <p>(報告第1号について資料により報告)</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑意見を求めます。</p>
各 委 員 議 長	<p>(なしの声あり)</p> <p>質疑意見を終了いたします。報告第1号については、報告済・承認とします。</p> <p>議事日程5番、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局に説明を求めます。</p>
説 明 員	<p>議案第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について説明します。今月は2件です。</p> <p>1番、東滝川 番、さんと さんの解約です。東滝川地区の土地改良事業の開始に伴い農地集約のため新しい耕作者に変更になることから解約するものです。議案第5号で説明します。</p> <p>2番、北滝の川 番、さんと さんのJAたきかわ転貸の解約で</p>

	<p>す。耕作者の さんは農地集約のため、所有者の さんは遠隔地で管理困難なため、近隣農業者に売買予定です。以上、本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑意見を求めます。</p>
各委員	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑、意見を終了いたします。議案第1号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第1号について、原案のとおり決定とします。次に議事日程6番、議案第2号、農地法第3条に基づく利用権の中途解約について事務局に説明を求めます。</p>
説明員	<p>議案第2号、農地法第3条に基づく利用権の中途解約について説明します。</p> <p>今月は1件です。議案第1号と同様で東滝川地区の土地改良事業の開始に伴い農地集約のため新しい耕作者に変更になることから解約するものです。議案第5号で説明します。</p> <p>1番、東滝川 番、 さんと さんの解約です。</p> <p>本案件は、合意解約がなされており、貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。議案第2号申請番号1番について、農業委員会法第31条に基づき委員の退室をお願いします。</p> <p>(委員10：17退室)</p>
議長	<p>申請番号1番について、質疑意見を求めます。</p>
各委員	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑意見を終了いたします。議案第2号申請番号1番については、原案のとおり可とすることよろしいですか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>質疑意見を終了いたします。議案第2号申請番号1番について、原案のとおり決定とします。委員の入室をお願いします。</p> <p>(委員10:18入室)</p>
議 長	<p>議事日程7番、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
説 明 員	<p>議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は、所有権移転1件です。</p> <p>1番、江部乙町 番、さんとさんの所有権移転です。無償譲渡です。所有者のさんの老齢による農地の維持管理困難なことから、現在農地を管理しているさんに譲渡するものです。さんは畑の他に約5,000㎡規模の原野も取得することから無償譲渡としたものです。以上、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。議案第3号について、質疑意見を求めます。</p>
委 員	<p>この農地の現状はどうなっているのですか。</p>
説 明 員	<p>元々、所有者のさんの故人ですがご主人が所有し、畑として使っていました。その後、さんのお父様が近隣で耕作をしていたことから誰か買ってくれるまで管理してくれということで管理していたのですがさんも亡くなり、管理をさんをお願いしたところですが、売却の相談で隣地の原野も含めて無償譲渡ならということで畑として活用できる状態です。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
各 委 員	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑、意見を終了いたします。議案第3号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第3号について、原案のとおり決定とします。</p> <p>議事日程8番、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
説 明 員	<p>議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明</p>

<p>議 長 各 委 員 議 長</p>	<p>いたします。今月は所有権移転4件です。申請番号1番及び2番は転用目的が同じなので併せて説明します。</p> <p>1番、東町 番、現況地目「畑」、転用面積 1,471 m²、準住居地域内、譲渡人 さん、続いて2番、東町 番、現況地目「畑」、転用面積 422 m²、第一種中高層住居専用地域内、譲渡人 さん、譲受人はどちら も さん、転用目的は商業施設の建築及び駐車場の造成です。譲受人は、 の滝川出店に伴い、譲渡人それぞれから申請地を購入した後、事業用借地権の設定により、同社と当該土地の賃貸借契約を締結するもので、別添資料に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。</p> <p>3番、滝の川町 番、現況地目「畑」、転用面積 357 m²、第二種中高層住居専用地域内、譲渡人 さん、譲受人 さん、転用目的は一般住宅の建築です。譲受人は申請地近くの借家に住んでいますが、使い勝手が悪いので申請地を取得して自己の住宅を建てたいとするものです。別添資料に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。</p> <p>4番、朝日町 番、現況地目「田」、転用面積 250 m²、第一種中高層住居専用地域内、譲渡人 さん、譲受人 さん、転用目的は雪堆積場の造成です。譲受人は譲渡人の義理の弟ですが、申請地の隣に居住しています。高齢となり除雪が大変になったことから当該土地を雪捨て場として取得したいとするものです。別添資料に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。</p> <p>以上1番から4番は用途区域内にある第三種農地で周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。質疑、意見を求めます。 (なしの声あり)</p> <p>質疑、意見を終了いたします。議案第4号について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。</p>
------------------------------	--

各 委 員 議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>議案第4号については原案のとおり決定といたします。</p>
説 明 員	<p>議事日程9番、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について審議を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
	<p>議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について説明いたします。今月は、貸借権設定が16件、所有権移転が4件です。1番から6番までは基盤強化促進法による利用集積計画の期間満了に伴い、引き続き中間管理の促進計画で貸借するものです。</p>
	<p>1番、2番、江部乙町 番、地目「畑」、4,869㎡、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、3,000円です。</p>
	<p>3番、4番、西滝川 番、地目「畑」、27,665㎡、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は10年間、10a当りの賃借料は、10,000円です。</p>
	<p>5番、6番、北滝の川 番、地目「畑」、8,486㎡、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は2年間、10a当りの賃借料は、2,000円です。</p>
	<p>7番、8番、北滝の川 番、地目「田」、62,351㎡、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、9,000円です。所有者のさんが老齢、傷病により農業廃業することから近隣耕作者であるさんに貸借するものです。</p>
	<p>9番、10番、東滝川 番、地目「田」、9,074㎡、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、11,000円です。東滝川地区の土地改良事業の開始に伴い農地集約のため新しい耕作者に変更するものです。</p>
	<p>11番、12番、東滝川 番、地目「田」、3,229㎡、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は10年間、10a当りの賃借料</p>

<p>議 長</p> <p>説 明 員</p>	<p>は、11,000 円です。東滝川地区の土地改良事業の開始に伴い農地集約のため新しい耕作者に変更するものです。</p> <p>1 3 番、1 4 番、江部乙町 番、地目「田」、26,166 m²、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、11,000 円です。所有者のさんが老齢により農業廃業することから近隣耕作者であるさんに貸借するものです。</p> <p>1 5 番、1 6 番、江部乙町 番、地目「田」、88,609.60 m²、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は2年間、10a 当りの賃借料は、5,000 円です。東 丁目のさんが所有していた農地で老齢、傷病により近隣耕作者であるから独立したさんが3条賃貸借していたものですが、所有者のさんが亡くなり、遺言により市在住の姪であるさんが相続することから今回新たに結び直したものです。形状は「田」ですが、水張りが困難なため、水活交付金が出る令和8年までの契約とし、以後は所有者と相談の上「畑」として耕作する予定です。</p> <p>次に所有権移転ですが、あっせんを行わない即売について説明します。</p> <p>1 7 番、1 8 番、江部乙町 番、地目「田」、8,335 m²、さんから北海道農業公社を転貸してさんへの売買です。10a 当りの賃借料は、120,000 円、総額 1,000,000 円です。今回の農地の中で一部、近隣耕作者であるさんが賃貸借しておりましたが、さんが老齢により規模縮小を考えていたことからさんの自宅の周囲の農地を除き、売却することとなったものです。農地取得後は水を入れ、転作畑として耕作する予定です。</p> <p>1 9 番、2 0 番は、あっせん常任委員の方から説明いたします。以上です。</p> <p>申請番号 1 9 番、2 0 番について、滝川東地区あっせん常任委員会副委員長から説明をお願いします。</p> <p>滝川東地区あっせん常任委員会、申請番号 1 9 番、2 0 番、売り手さんから滝川市東滝川 番、地目「田」16,510 m²の売渡のあっせんの申</p>
-------------------------	--

	<p>出が令和6年9月6日にありましたことから東滝川、同2、同3、同4農事組合、隣接地耕作者さん、隣接地耕作者さんに農地あっせんの通知をしたところ、買い手さんから買い受けのあっせんの申出がありましたことから滝川東地区あっせん常任委員会を11月15日10時27分市役所3階301会議室で開催されました。出席者は売り手さん、買い手さん、委員は滝川東地区委員7名、事務局より2名の出席の下行いました。結果はあっせんは成立となりました。あっせんの結果報告は、面積16,510㎡、価格は10a当たり25万円、総額4,127,000円、附帯物件はありません。以上報告いたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。議案第5号申請番号11番、12番を除く18件について、質疑意見を求めます。</p>
委員	<p>5番、6番について、貸借期間2年というのは水活交付金の期限のためかと思われるが、その後はどうする予定なのか。</p>
説明員	<p>所有者は、高齢により売却を希望しているが、借主は買う予定はなく2年後も継続して耕作するかわからない状態であることから、ここは農振地域ではないことから隣接している建設会社等への売却等も含め手広く当たってみてはどうかと説明しています。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
各委員	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑、意見を終了いたします。議案第5号申請番号11番、12番を除く18件について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第5号申請番号11番、12番を除く18件について、原案のとおり決定とします。次に議案第5号申請番号11番、12番について、農業委員会法第31条に基づき委員の退室をお願いします。</p> <p>(委員10：37退室)</p>
議長	<p>申請番号11番、12番について、質疑意見を求めます。</p>
各委員	<p>(なしの声あり)</p>

議 長	質疑意見を終了いたします。申請番号11番、12番について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第5号申請番号11番、12番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
	(委員10:38入室)
議 長	議事日程10番、議案第6号、現況証明願についての審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第6号、現況証明願について説明いたします。今月は2件です。 1番、江部乙町 番、登記地目「雑種地」及び「宅地」、面積は2,747.45 m ² 。所有者は、 さん、現況は「田」です。申請地のうち 番は以前の住宅敷地で、建物の撤去後に農地に戻しましたが、地目変更登記を行っていなかったものと思われます。他の2筆は、昔の水路と思われれますが、現状はそのような形跡はなく、すべて水田として利用されていると判断しました。申請者は所有地の売却を予定しており、売却前に地目変更登記を行うため現況証明願の届出となったものです。 2番、西滝川 番、登記地目「畑」、面積は355.58 m ² 。所有者は、 さん、現況は「宅地」です。所有者は昭和57年12月に農地法4条の許可を受けて、格納庫を建設しましたが、所有農地の売却に伴い建物の敷地部分を分筆したことから地目変更登記をするため現況証明願の届出となったものです。それぞれの備考欄に調査日時と現地確認をした3名の農業委員を記載しておりますのでお目通し願います。以上審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了します。議案第6号については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第6号については、原案のとおり決定といたします。

<p>説明員</p>	<p>議事日程 1 1 番、議案第 7 号、農業経営基盤強化促進法第 2 2 条の規定に基づく要請について意見を求めます。事務局に説明を求めます。</p> <p>8 月 8 日、滝川市東滝川 番、地目「田」面積 28,681 m²の農用地を譲りたい旨の申出があったことから、10 月 11 日に東滝川地区農事組合、耕作者 さんにあっせん申出通知を行ったところ、10 月 23 日に さんからあっせんの申込がありました。これを受けて 11 月 15 日午前 10 時から市役所 3 階 3 0 1 会議室で東滝川地区あっせん常任委員会を開催し、あっせんが成立しましたが譲受人の さんより今すぐ購入は難しい旨の申し出があったことから、農用地の利用集積を図るため北海道農業公社による買入が特に必要であると認められることから農業経営基盤強化促進法第 2 2 条の規定に基づき滝川市長に要請するものです。あっせん価格は 10a 当たり 2 3 万円、総額 6,598,000 円になります。なお、附帯物件は東滝川 番の雑種地 2,859 m²、東滝川 番の原野 423 m²、いずれも無償譲渡となっています。以上で終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。質疑意見を求めます。</p>
<p>各委員</p>	<p>(なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑、意見を終了します。議案第 7 号については、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第 7 号については、原案のとおり決定といたします。</p> <p>本日の議案については、以上でございます。</p> <p>それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>各委員</p>	<p>(各推薦委員から事務連絡あり)</p>
<p>議長</p>	<p>その他、事務局からお願いいたします。</p>
<p>説明員</p>	<p>(行事日程について資料に基づき報告)</p>
<p>議長</p>	<p>第 1 7 回総会は 1 2 月 2 6 日 1 5 時 3 0 分からということで決定します。</p> <p>以上をもちまして、第 1 6 回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

す。皆さんご苦労さまでした。(11:02)